

平成30年度エコリース促進事業
補助金申請の手引き(Q&A編)

平成30年4月

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース契約編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-1	対象リース契約	デファイザンス(債務引き受け)が組み込まれたリースの取扱いについて。	本事業では所有権移転リース取引に該当する。 (法人税法基本通達7-6の2-1(2)より、所有権移転外リースに該当しないリース取引に準ずるものに該当する。)
1-2	対象リース契約	購入選択権付リースの場合、補助金対象のリース料とは？	リース料総額が対象。残価は含めない。
1-3	対象リース契約	購入選択権付リースで、残価分を月々のリース料とともに積み立てる方式は対象にしてよいか？	月々積立や残価と同額を保証金として預かる方法などは対象としない。
1-4	対象リース契約	残存価額設定リースは補助対象となるか。	補助対象となる。ただし、補助金額はリース契約書に記載されるリース料支払総額を対象金額とする。
1-5	対象リース契約	残存価格について第三者保証を締結しているリースは補助対象となるか。	通常の残価設定型リースの取扱いと同じ。
1-6	対象リース契約	リース契約の対価に含まれる手数料とはどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・与信行為に伴う調査費用等。基本的には調達コストを含め借入でいうところの利息相当部分に含まれるもの。 ・メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等は含まれない。
1-7	対象リース契約	エコリース対象機器で補助率2%と4%の機器があるが？	対象機器分類により補助率が異なります。機器分類別の補助率は、「エコリース促進事業費補助金交付事業実施要領」で確認して下さい。
1-8	対象リース契約	東北三県ではリース料総額への補助率が10%になると聞いたが、具体的な要件は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・通常は当初リース契約期間の総リース料(消費税及び再リース料を除く)の2%又は4%の補助金を指定リース事業者に対して交付しますが、次に掲げる契約のいずれかに該当する場合に限り、リース料総額の10%を補助する。 ①岩手県、宮城県又は福島県(以下「東北三県」という。)のいずれかに本店所在地を有する法人又は住民票に記載された住所を有する個人をリース先としたリース契約 ②東北三県のいずれかに低炭素機器を設置するためのリース契約

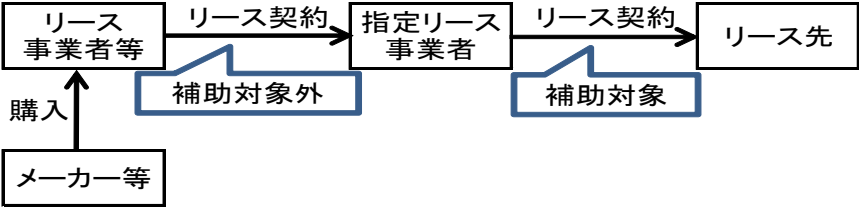
■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース契約編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-9	対象リース契約	指定リース事業者が「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名している場合の補助率の上乗せとは何か。	当該リースに係る指定リース事業者が、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名している時は、一部の機器分類について補助率が1%上乗せとなります。
1-10	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、再リース料は含まれるか。	再リース料は含まれない。当初リース期間の支払リース料のみが補助対象。
1-11	対象リース契約	リース料総額を対象とする補助金とあるが、消費税分は含まれるか。	消費税は含まれない。
1-12	対象リース契約	メーカーとの共同商品等で設備費用とメンテナンス費用の切り分けがされていないメンテナンス付リースの取り扱いについて。	・メンテナンス費用は補助対象外であることから、設備費用とメンテナンス費用の切り分けが出来ないケースは補助対象外。
1-13	対象リース契約	導入機器が排出するCO2をオフセットするリース契約(カーボンオフセットリース)の取り扱いについて。	・オフセット部分(排出権部分)は補助対象外。 ・リース料とオフセット部分(排出権部分)を切り分けた金額が明示が出来る場合のみ補助対象とする。
1-14	対象リース契約	導入機器によって削減されるCO2排出権を指定リース事業者が購入するリース契約(カーボントレードリース)の取り扱いについて。	・カーボントレード部分に係る費用は補助対象外。 ・リース料とカーボントレード部分を切り分けた金額が明示が出来る場合のみ補助対象とする。
1-15	対象リース契約	リースバックは補助対象となるか。	リースバックは補助対象外。
1-16	対象リース契約	地方自治体によるリースに係る補助金は併用可能か。 また、併用可能な場合、補助金を計算する際に、地方自治体の補助金は補助金算定の基準額から控除する必要があるか。	・国による他の補助金との併用は不可。 ・地方自治体の独自財源による補助金制度であれば併用は可能。 ・この場合補助金算定の基準額から控除する必要はない。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース契約編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-17	対象リース契約	エコリース促進事業とグリーン投資減税の併用は可能か？	経済産業省の「環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)」と、エコリース促進事業との併用は不可。 (法律改正により平成25年度から併用不可となりました。)
1-18	対象リース契約	国内クレジット制度やJ-VER制度における認証費用の助成との併用は可能か。	これらの認証費用への助成とは併用可能。
1-19	対象リース契約	親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるもの間での契約でないこととあるが、グループ内の兄弟会社間のリース契約についても補助対象外となるか。	直接の親子会社の関係、関連会社の関係であること、及び連結財務諸表の対象となる企業のグループ間の契約も補助対象外。但し、合理的理由がある場合はESCO・エネルギーマネジメント推進協議会に相談の事。
1-20	対象リース契約	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、1契約当たりのリース契約の上限額2億円、下限額65万円は対象機器のみの合計額でよいのか。	対象機器と対象外機器の両方を含むリース契約では、 <u>対象機器分のみの合計額で上限額2億円、下限額65万円の基準を満たす必要がある。</u>
1-21	対象リース契約	対象機器分の総リース料の下限、上限額は、個人、個人事業主、事業者で異なるのか。	対象機器分の総リース料の下限、上限は、個人、個人事業主、事業者共に65万円以上2億円以下。
1-22	対象リース契約	1リース契約のうち補助対象機器部分の契約額が2億円超のリース契約について、上限額2億円までは補助対象となるか(例:1リース契約で補助対象機器部分の総リース料3億円の場合、うち2億円部分の補助金申込みが可能か)。	・補助対象外。 ・本事業は、大企業を除く事業者、家庭を中心に幅広い層が温暖化対策として利用することを目指している。そのため、1リース契約額に上限額を設けることとしている。
1-23	対象リース契約	リース先が導入機器の最終使用者として、関係会社に賃借等で使用させる場合のリースの取り扱いについて。	・以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。 ①関係会社(最終使用者)は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。 ②リース先と関係会社(最終使用者)の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること ③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること(日本国内に限定) ・助成対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース契約編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-24	対象リース契約	リース先が他社に対象機器を無償貸与する場合には補助対象となるか。	<p>・無償・有償に関わらず、以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。</p> <p>①関係会社(最終使用者)は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。</p> <p>②リース先と関係会社(最終使用者)の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること</p> <p>③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること(日本国内に限定)</p> <p>・助成対象は指定リース事業者とリース先との間のリース契約となる。</p>
1-25	対象リース契約	官公庁との契約で見られる「第三者貸付方式」による契約形態は補助対象となるか。	本事業では賃貸借契約が3者間契約となる「第三者貸付方式」は補助対象外。
1-26	対象リース契約	リース会社が低炭素機器の販売代理店にリースを行ったうえで、その販売代理店が家庭(個人)にリースをするようなケースは助成対象となるか。	<p>販売代理店と家庭(個人)の間は関係会社の要件を満たさないことから、補助対象外。</p> <p>※関係会社とは、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。</p>
1-27	対象リース契約	リース事業者による協調リースは補助対象となるか。	協調リースについては、補助対象外とする。
1-28	対象リース契約	指定リース事業者とその関係子会社のリース会社が共同賃貸方式によりリース先にリース契約を行う場合は、当補助金助成制度の対象となるか。	協調リース同様に補助対象外とする。
1-29	対象リース契約	リース事業者による転リースは補助対象となるか。	<p>リース事業者間の転リースについては、対象機器の使用者とのリース契約のみを補助対象とするため、使用者と直接リース契約を締結したリース事業者のみが補助金交付を受けられる。</p> <p>※リース事業者間のリース契約は補助対象外。</p>  <pre> graph LR M[メーカー等] -- 購入 --> L[リース事業者等] L -- "リース契約 (補助対象外)" --> DL[指定リース事業者] DL -- "リース契約 (補助対象)" --> R[リース先] </pre>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース契約編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1-30	対象リース契約	割賦契約は補助対象となるか。	ならない。補助対象はリースに限定。
1-31	対象リース契約	経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT)の認定を受けた設備でも、エコリース促進事業を利用することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」(FIT)の認定を受けた設備でも本事業の利用は可能。 ・対象機器は、「太陽光発電設備」「風力発電設備」「水力発電設備」。
1-32	対象リース契約	再生可能エネルギーの自家消費の場合でも、エコリース促進事業を利用することが可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの自家消費の場合でも本事業の利用は可能。 ・対象機器は、「太陽光発電設備」「風力発電設備」「水力発電設備」。
1-33	対象リース契約	機器の法定耐用年数10年、リース期間7年に対し、リース料の回収期間を5年とするような変則な均等返済方法を取った場合も補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース料の支払期間中において、1年間に4回以上の均等支払いがあるリース契約であれば補助対象となる。 ・ただし、補助金によるリース料の低減は、リース料支払期間内に行う必要がある一方で、補助金返還義務はリース契約の全期間に及ぶため、リース料回収以降についてもリース期間終了までは指定リース事業者に補助金返還義務がある。 ※リース期間が財務省令で定める耐用年数と比して相当短いリース契約は所有権移転リースと定義されている。一方、リース料の前払いについては、所有権移転外リースと所有権移転リースを区分する規定はない(法人税法施行令第48条の2第5項5号二、法人税基本通達7-6の2-7)。 ※リースの前払い費用の税務上の取扱いは、支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係る支払い分は、その支払った額に相当する金額を継続して支払った日の属する事業年度の損金算入を認めている。それ以上の支払い部分はB/Sに前払金計上される(法人税基本通達2-2-14)

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース先編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-1	対象リース先	中小企業の定義について。	<p>中小企業の区分の基準は次のいずれかの要件に該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本基準とし、中小企業は資本金3億円以下の企業とする。 <p>※中小企業はリース信用保険制度の基準と同一。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人等で常時使用する従業員の数が300人以下のもの(医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいう)。
2-2	対象リース先	学校法人、出資組合法人(マンション管理組合等)は対象リース先となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金の定義がないこれらの団体は医療法人等の一部を除いて、リース先の補助対象外。 ・なお、これら団体の代表者名義でリース契約を締結したうえ、これら団体に賃借等で使用させるようなケースは、設備の最終利用者が本事業のリース先の要件を満たしていないことから補助対象外。
2-3	対象リース先	農業協同組合・連合会等は対象リース先となるか。 (税制等では協同組合は中小企業に分類されます)	<p>会社法上の会社及び医療法人等の一部に限定していることから、これらの団体をリース先とするものについては補助対象外。</p>
2-4	対象リース先	資本金の定義のない社会福祉法人は対象リース先となるか。	<p>医業を主たる事業とする社会福祉法人(常時使用する従業員の数が300人以下)のみ補助対象となる。その他は補助対象外。</p>
2-5	対象リース先	「医業を主たる事業とする」における主たるとはどのくらいか？	<p>医療収入が収入の過半であること。</p>
2-6	対象リース先	親会社の資本金が3億円超でも、エコリース促進事業を利用するリース先が資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となるか。	<p>リース先が、資本金3億円以下の会社法上の会社であれば対象リース先となる。</p>
2-7	対象リース先	対象リース先の基準には、上場・非上場の判断基準はあるか。	<p>株式の上場・非上場による対象リース先の基準はない。</p>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象リース先編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
2-8	対象リース先	レンタル事業者は対象リース先となるか。	<p>・不特定多数を相手にレンタルすることを業とする事業者のみ対象リース先として利用が可能。</p> <p>・なお、関係会社間等特定の間のリース先からの賃貸借取引については、以下の3つの条件を全て満たしている場合に限り補助対象とする。</p> <p>①関係会社(最終使用者)は、リース先との間に出資又は人的関係があること。具体的には、議決権の過半数を所有している又はリースを受けた会社等の役員・使用人が代表権を有することをいう。</p> <p>②リース先と関係会社(最終使用者)の両者が補助対象となるリース先の要件を満たしていること</p> <p>③指定リース事業者が対象機器の設置場所を把握していること(日本国内に限定)</p>
2-9	対象リース先	ESCO事業者は対象リース先となるか。	<p>ESCO事業の場合は、ESCO事業者の企業規模等に関わらず、ESCO事業者がパフォーマンス契約を締結する相手先(機器導入先)が補助対象となるリース先の条件を満たしていれば、機器導入先をリース先として利用が可能。なおこの場合は、ESCO事業者と指定リース事業者による共同申請とする。</p>
2-10	対象リース先	政府機関、地方公共団体に準ずる機関とはどのような機関か。	<p>・独立行政法人、地方公営企業、地方公社、地方独立行政法人が該当。</p> <p>・また、政府機関、地方公共団体、上記団体が出資する法人からの出資割合が単独または合計で50%を越える法人も該当。</p>
2-11	対象リース先	リース先の対象業種は限定されていますか。	<p>以下の業種は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風俗営業の許可を得ている飲食業 ・性風俗関連特殊営業 ・遊技娯楽業のうち風俗関連事業 ・競輪、競馬の関連業種。パチンコホール、スロットマシン場、競輪・競馬予想業 他 <p>その他、判断に迷う際には協議会まで連絡すること。</p>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象機器編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-1	対象機器	取得価額の定義について。	<p>次の各金額の合計額とする。</p> <p>①低炭素設備本体の購入価額(サプライヤーがメーカーから仕入れる時の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料又は関税その他低炭素設備の購入のために要した費用がある場合には、それらの費用を加えた額)。</p> <p>②低炭素設備の付属品・オプションの購入価額 付属品・オプションは、低炭素設備に付属しており当該補助対象設備と一体となって機能するものであること。</p> <p>③低炭素設備を事業の用に供するために直接要した据付費等の費用 但し、上記②と③の金額の合計値が、①の購入価額を超えないものであること(①\geq(②+③))。</p> <p>①<(②+③)となる契約は、助成対象外とする(リース契約の一部についても補助を行わない)。</p>
3-2	対象機器	取得価額には、対象機器に係るメンテナンス費用等も含まれるか。	<p>メンテナンス費用、レベルアップ等による解約金等については、補助対象外とする(メンテナンス付リースの場合は、メンテナンス費用を明示したうえ、メンテナンス費用を除いた部分のみを補助対象とする)。</p> <p>以下の条件を満たすものについては、補助対象となる。</p> <p>①補助対象機器に付属しており当該補助対象機器と一体となって機能するものであること 導入する周辺機器でエコリース促進事業の対象となるか不明な場合には、ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会に問合せのこと。 周辺機器等で補助対象外と判断される費用の例は以下のとおり。</p> <p>【太陽光】 蓄電池及びその設置費用、売電に必要な設備(受変電設備(キュービクル)・売電メーター及びその設置・工事費用、計測監視装置(モニタリングシステム)及び計測監視装置用モニター、日射計・温度計、官庁・電力会社申請費用、土地造成費用</p> <p>【工作機械】 キュービクル(受変電設備)及びその設置・工事費用、金型、パレットチェンジャー</p> <p>【鍛圧機械】 金型</p> <p>【ボイラ】 台数制御装置(但し、既存ボイラと新規ボイラを制御する場合のみ対象外、補助対象の新規複数台のボイラのみを制御する場合は対象)、官庁申請費用</p> <p>【熱電併給発電設備】 発電量・熱需要量等の見える化に係る装置</p> <p>【業務用エアコンディショナー】 既存設備の冷媒回収・処理費用</p> <p>【建設機械】 アタッチメント</p> <p>【全対象機器分類共通】 既存設備の撤去・処分・移動費用、対象設備を導入するための既存設備の改造費用、消耗品、教育・研修費</p>
3-3	対象機器	(対象機器の周辺機器について) 単体では補助対象外となる周辺機器でも、対象となる機器本体と同時に導入する場合(一リース契約となる場合)は、補助対象に含められるか。	<p>対象機器本体が補助対象分全体の50%以上の条件を満たすために、本来補助対象とすべき付属品・オプション等を対象外として申請することは不可。</p>
3-4	対象機器	対象機器本体の価格が、補助対象分の価格の50%未満の場合、付属品・オプション等を対象外として申請は可能か？	<p>対象機器本体が補助対象分全体の50%以上の条件を満たすために、本来補助対象とすべき付属品・オプション等を対象外として申請することは不可。</p>
3-5	対象機器	リース契約日前に設置に向けた機器の導入工事が開始されている場合も補助対象となるか。	<p>工事の開始時期に関わらず、リース契約日より前に補助金の申込みを行い、補助金申込受理通知書を受領する必要がある。</p>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象機器編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-6	対象機器	エコリース促進事業の対象機器の基準はどこで確認できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の専用ホームページで確認が可能。 ・<対象機器の検索方法> ①本事業の専用ホームページを開く(http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/)。 ②ページ左側の「対象機器の品目分類一覧」をクリック。
3-7	対象機器	エコリース促進事業の対象機器の型番情報はホームページのどこで確認できるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の専用ホームページで確認が可能。 ・<対象機器の検索方法> ①本事業の専用ホームページを開く(http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/)。 ②ページ左側の「対象機器一覧検索」をクリック。 ③「低炭素投資促進機構ホームページで対象機器を検索」をクリック。 ④低炭素投資促進機構ホームページ内の「対象機器の検索はこちら」をクリック。 ⑤型番検索サイトが別ウインドウで開く。 <p>(注)型番検索サイトの掲載情報はメーカーからの出荷時の製品情報であり、補助金の申込に際しては実際に最終的に導入される製品が基準を満たす必要がある。このため、型番検索サイトの掲載情報では、最終的に導入される製品の仕様についてまで</p>
3-8	対象機器	対象機器の型番掲載はどのように行われるか。	<p>【ホームページの検索サイトに対象機器が掲載されていないケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の対象機器は「リース信用保険」の対象機器の部分集合となっている。 ・そこで、環境省が定める本事業の性能基準を満たしていることと合わせて、「リース信用保険」の対象製品群の基準(低炭素投資促進法の告示基準)を満たしていることが前提条件となる。 ・具体的な型番掲載手続きについては、原則各対象機器を取り扱う工業会経由で低炭素投資促進機構での「リース信用保険」の登録手続き終了後、当協議会による追加型番掲載作業が行われる。 <p>なお、型番掲載の窓口は低炭素投資促進機構に一元化していることから、低炭素投資促進機構に問い合わせを行うこと。</p> <p>(注)問い合わせに際しては、必ず「リース信用保険」の対象製品群の基準(低炭素投資促進法の告示基準)を満たしていることを確認のこと。 (低炭素投資促進機構の問い合わせ窓口) 一般社団法人 低炭素投資促進機構保険業務部 TEL:03-6264-8015</p> <p>【ホームページの検索サイトに対象機器は掲載されているが、本事業の対象機器の「○」の掲載がないケース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の型番情報が検索サイトに反映される時期については、リース信用保険と本事業とで2週間程度タイムラグが発生する場合がある(リース信用保険の型番情報が先に反映される)ので、当協議会まで問い合わせを行うこと。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:対象機器編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
3-9	対象機器	対象機器の追加申請は誰でも可能か？ (Aリース会社が、Bメーカーの製品を申請できるのか？)	<ul style="list-style-type: none"> できない。 リース会社による申請は不可。メーカー自らが原則工業会を通じて低炭素投資促進機構を経由して本事業の対象型番登録を行う必要がある。
3-10	対象機器	海外メーカーの製品でも対象機器となり得るのか。	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の定める基準を満たしていれば補助対象機器となりうる。 なお、本事業の対象機器はリース信用保険の部分集合であることから、リース信用保険の対象機器として登録されることが前提。
3-11	対象機器	(低炭素設備リース信用保険との関係について) リース信用保険対象開始日以前の対象機器は、本事業の補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> リース信用保険ではホームページ掲載日とは別に、リース信用保険対象開始日を設けている。 本事業では、リース信用保険対象開始日の前でも、低炭素投資促進機構による指定機構番号を取得済みであり、本事業の基準を満たす機器であれば補助対象となる。
3-12	対象機器	エネ革税制の対象となっている工作機械は、エコリース促進事業の対象か。	<ul style="list-style-type: none"> 工作機械に係るエネ革税制とエコリース促進事業の基準は異なる。 エコリース促進事業の基準は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> a油圧ユニットを有していないもの。 b油圧ユニットを有するもののうちインバータ方式のもの。
3-13	対象機器	高効率切削加工機・研削盤等の「油圧ユニットを有しない」の規定について、付属オプションの油圧ユニットは判断の対象となるのか？	<p>工作機械の基準における「油圧ユニット」及び「油圧ユニットを有しない」については、下記のファイルを参照のこと http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/docs/kousaku-yuatsu-20120710.pdf</p>
3-14	対象機器	エコクレーンは、低燃費型建設機械としてエコリース促進事業の対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> 低燃費型建設機械のエコクレーンは対象外。 土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたハイブリッド建設機械、電気ブルドーザ、バッテリー式油圧ショベル、有線式油圧ショベルが対象。
3-15	対象機器	太陽光発電で大規模な発電システムはエコリース促進事業の対象となるか。	太陽光発電の発電容量に係る上限や下限はなし。
3-16	対象機器	太陽光発電の周辺機器として蓄電池はエコリース促進事業の対象となるか。	蓄電池はエコリース促進事業の周辺機器とはならない。但し、例外としてパワーコンディショナーと蓄電池が一体となった製品については、周辺機器として扱う場合もあるので、個別に相談願いたい。
3-17	対象機器	補助対象の太陽熱利用装置(ソーラーシステム)と一体使用する給湯機(補助熱源)は対象で良いか。	業務用高効率給湯機は、本事業の対象。(ただし家庭用の場合は対象外)
3-18	対象機器	対象機器について、家庭向けのエコキュート、IHクッキングヒーター、電気温水器は対象機器にならないか。	平成22年度に実施された政策コンテストの評価を踏まえ、家庭用高効率給湯機等の低価格製品は補助金対象外となる。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き（Q&A:補助金交付に係る事務編）

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-1	補助金申請全般	補助金の申請は、指定リース事業者の各営業所等の取引先担当者等が個々に申請しても良いか。取り纏めて本部等で一括して申請する必要があるか。	補助金申請に係る書類の手続き及び問合せ等は、各指定リース事業者の本部窓口等一括して行う必要がある。よって、当協議会との連絡先窓口は各指定リース事業者一つとする。
4-2	補助金申請全般	補助率2%の対象機器と4%の対象機器を一緒にしたリース契約での補助金申請は可能か。また、東北三県に係る補助率10%となる機器を一緒にしたリース契約での補助金申請は可能か。	・リース契約は補助率が異なる機器毎に分けるものとし、各々分けて補助金申込を行うこと。
4-3	補助金申請全般	補助金を受領した際の消費税の取扱いについて。	補助金によるリース先のリース料低減の方法は、各リース先により異なる。各社それぞれ契約書への記載方法により処理方法も異なることから、各リース会社が処理方法に応じて税制については個別に確認すること。
4-4	補助金申請全般	低炭素機器の分類による補助金枠について	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、低炭素機器の分類により補助金枠を設けると共に、補助金枠を補助金申込ではなく受領した交付申請で設定します。 ・具体的には、補助金枠は、事業開始から3か月間、専ら産業用に供される以外の低炭素機器が5億円、産業用に供される低炭素機器は事業予算から5億円を差し引いた金額とし、事業開始から3か月以降は、低炭素機器分類での補助金枠を撤廃し、両者同一に扱います。 ・補助金枠は当協議会が交付申請書を受領した分の累積額で設けます。同累積額が事業予算に達した場合には、交付申請受付は中止します。従いまして、補助金申込が必ずしも当該案件の補助金枠を確保したことにはならないので留意すること。
4-5	補助金申請全般	補助金交付申請件数枠	今年度は、同一リース先での交付申請件数の上限を10件とします。10件を超える交付申請を行った場合には、交付申請の取り下げを行っていただきます。リース先が複数のリース会社経由で申請を行う場合でも、リース先あたりの合計申請件数の上限が10件であるので注意すること。
4-6	補助金申請	補助金の計算過程で小数点以下が出た場合の取扱いについて。	小数点以下は切り捨てとなる。
4-7	補助金申込	補助金申込みを行った後、実際のリース契約予定額が補助金申込書に記載した予定総リース料を上回ることになったが、どのように対応すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずリース契約を締結する前に、予定総リース料の変更に伴い補助金予定額が変更する旨の補助金申込内容の変更申請を行い、その内容変更の受理通知書を受けなければならない。 ・具体的には、<u>補助金申込内容変更申請書(様式第3-1)</u>を提出し、<u>補助金申込内容変更受理通知書(様式第3-2)</u>を受け取った後に、リース契約を締結すること。 ・<u>リース契約締結後の補助金予定額の増額は不可。</u>
4-8	補助金申込	リース契約書の調印者が代表者でなく、例えば工場長となる場合、補助金申込書はどのように入力したらよいか？	補助金申込書のリース先情報には登記上の本社住所及び代表者名を入力。リース契約書の記名捺印が入力内容と異なる場合は、会社案内やホームページ等その関係が分かる資料を添付のこと。
4-9	補助金申込	リース先が個人事業主の場合、補助金申込書の住所は物件設置場所で良いか。	リース先個人の住民票に記載された住所。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-10	補助金申込	「補助金申込受理通知書」の有効期限は？	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助金申込受理通知書」の有効期限は、「受理通知書」の発行日から起算して60日以内。 ・「受理通知書」の有効期限までに、「補助金交付申請書」をJAESCOに提出し、全ての添付書類の不具合箇所等の修正・差替えを終了させること。
4-11	補助金申込	「補助金申込受理通知書」の有効期限の延長は可能か？	<ul style="list-style-type: none"> ・「補助金申込受理通知書」の有効期限の延長は出来ない。一旦取り下げて再度補助金申込を行うこと。
4-12	交付申請	エコリース促進事業の対象となる前払いリース料の条件は？	<ul style="list-style-type: none"> ・前払いリース料は3か月分までであること。 ・なお、全リース期間のリース料を「3ヶ月以内 / リース期間」ずつ減額したうえ、その減額した金額を前払いリース料とする場合は対象外とします。
4-13	交付申請	リース先への補助金の還元方法は？	<p>一般的に3つのいずれかの方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①補助金をリース料の支払回数に応じて分割してリース先に還元(支払リース料を減額)する方法 ②補助金を分割してリース先に還元する方法 ③補助金を一括してリース先に還元する方法 <p>いずれも還元がリース先に不利(テールヘビー等)にならないようにすること。 なお、Q&Aの4-17に代表的事例が掲載されている。</p>
4-14	交付申請	補助金を一括してリース先に還元する場合、借受証交付後のどの位の時期が妥当か？	JAESCOからの補助金交付後速やかに、又は補助金交付の翌月末迄が妥当。
4-15	交付申請	交付された補助金をリース先一括で支払う時の支払手数料の負担者について。	指定リース事業者とリース先のどちらが負担するかは任意。
4-16	交付申請	物件設置場所の住所が本社の住所ではない場合の留意点は。	<ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書の物件所在地欄に住所だけの記載だと、第三者への転貸と間違われるので、会社名だけでなく、原則工場名・事業所名を記載すること。 ・リース契約書に記載できない場合には、リース先と設置場所の関係を示す証憑、リース会社からの説明文書等の提出をESCO・エネルギーマネジメント推進協議会より依頼する場合がある。
4-17	交付申請	リース契約者の住所が、交付申請書に記載する住所と、契約書の住所とで異なる場合について。	両者の住所の関係を示す証憑、リース会社からの説明文書等の提出をESCO・エネルギーマネジメント推進協議会より依頼する場合がある。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答																																
4-18	交付申請	契約書に記載が必要な対象機器に係る項目は何か？	記載が必要な項目は以下のとおり。 ・メーカー名 ・型番 ・数量(※複数台の場合、数量の記載なしで「一式」の表記は不可) 記載がない場合はESCO・エネルギー管理推進協議会より関係を示す証憑を依頼することが有る。																																
4-19	交付申請	対象外機器が含まれる場合について。	補助金利用に関して資産区分を明確にするため、以下のものを提出する必要がある。 ①対象外取得金額、リース料の算出根拠 ②契約書別紙にて、補助対象分、補助対象外分を明確にした物件リストの添付																																
4-20	交付申請	契約書に添付する補助金に係る特約(覚書)の例はあるか？	<p>①補助金を支払回数に応じて分割でリース先に還元する場合</p> <p>1. 甲(リース先)及び乙(リース会社)は、本契約が、甲から乙へのエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙(一般社団法人ESCO・エネルギー管理推進協議会)に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。</p> <p>2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受けるエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。 補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>3. 乙は、前項補助金を均等に分割して本契約第〇条記載の月額リース料に充当還元するものとし、甲は、充当後の次の月次支払額を支払うものとします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">月額リース料</th> <th style="width: 15%;">補助金月額</th> <th style="width: 15%;">補助金充当後 月額リース料</th> <th style="width: 15%;">(a)の消費税額</th> <th style="width: 15%;">月次支払額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>(a)</th> <th>(b)</th> <th>(c)【a-b】</th> <th>(d)</th> <th>(e)【c+d】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回支払</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回～第〇回支払</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p> <p>②補助金を分割してリース先に還元する場合</p> <p>1. 甲(リース先)及び乙(リース会社)は、本契約が、甲から乙へのエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙(一般社団法人ESCO・エネルギー管理推進協議会)に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。</p> <p>2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受けるエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。 補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>3. 乙は、前項補助金を次の通り分割して、甲に支払います。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">支払月及び支払回</td> <td>ESCO・エネルギー管理推進協議会から補助金を受領した翌月を初回とする</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>〇日</td> </tr> <tr> <td>支払い方法</td> <td>指定口座に振込支払い</td> </tr> <tr> <td>分割支払額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p>		月額リース料	補助金月額	補助金充当後 月額リース料	(a)の消費税額	月次支払額		(a)	(b)	(c)【a-b】	(d)	(e)【c+d】	第1回支払						第2回～第〇回支払						支払月及び支払回	ESCO・エネルギー管理推進協議会から補助金を受領した翌月を初回とする	支払日	〇日	支払い方法	指定口座に振込支払い	分割支払額	
	月額リース料	補助金月額	補助金充当後 月額リース料	(a)の消費税額	月次支払額																														
	(a)	(b)	(c)【a-b】	(d)	(e)【c+d】																														
第1回支払																																			
第2回～第〇回支払																																			
支払月及び支払回	ESCO・エネルギー管理推進協議会から補助金を受領した翌月を初回とする																																		
支払日	〇日																																		
支払い方法	指定口座に振込支払い																																		
分割支払額																																			

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答				
			<p>③補助金を一括してリース先に還元する場合</p> <p>1. 甲(リース先)及び乙(リース会社)は、本契約が、甲から乙へのエコリース促進事業補助金申込依頼に基づいて、乙が丙(一般社団法人ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会)に申込み、乙に通知された補助金申込受理通知書に基づくものであることを確認します。</p> <p>2. 甲及び乙は、丙からの補助金申込受理通知書に基づき交付を受けるエコリース促進事業補助金が、次のとおりであることを確認します。 補助金総額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円</p> <p>3. 乙は、前項補助金を次の通り甲に支払います。</p> <table border="1"> <tr> <td>支払日</td> <td>ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会から補助金を受領した翌月末日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td>甲指定口座に振込支払い</td> </tr> </table> <p>4. 甲は、補助金対象の機器が実施要領の定める対象機器の基準に適合しない、もしくは補助金の目的外利用や本リース契約の途中解約、その他乙の責に帰さない事由により、丙が補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る交付済の補助金の返還を乙に対して命じた場合には、返還金等の全額を負担するものとし、乙の請求があり次第これを乙に一括で支払います。</p>	支払日	ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会から補助金を受領した翌月末日	支払方法	甲指定口座に振込支払い
支払日	ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会から補助金を受領した翌月末日						
支払方法	甲指定口座に振込支払い						
4-21	交付申請	契約書に添付する補助金等に係る特約(覚書)について。	契約書とは別途特約(覚書)を締結する場合は、特約(覚書)へのリース契約番号の記載は必須とする。				
4-22	交付申請	契約書は、どこの部分の写しを提出するのか？	全ページ(条項部分、補助金等に係る特約(覚書)部分も)の写しを提出すること。				
4-23	交付申請	見積書に記載が必要な項目は何か？	<p>記載が必要な項目は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入先(見積書に納入先名がない場合には、注文請書の提出が必須) ・見積日 ・販売会社名(押印は必須) ・対象機器の本体の①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の本体以外の付属品・オプションの①型番、②メーカー名、③数量、④金額 ・対象機器の設置費用(運賃・据付費) ・仕様の明細(工作機械等で●●仕様と記載する場合) <p>※導入するのが本体のみで付属品等を含まない場合には、「付属品等を含まない」旨を記載すること。 ※見積書中に設置費用を含まない場合には「設置費用は含まない」旨を記載すること。設置費用がサービスの場合には「設置費用がサービス」である旨を記載すること。</p>				
4-24	交付申請	見積書のうち、一部をリース契約とする場合について。	リース契約分の注文請書を提出すること。				
4-25	交付申請	見積書が複数ある場合について。	本体以外の見積書には、本体に使用するものであることがわかる記載が必要(例:○(メーカー名)の△△(型番)用)				
4-26	交付申請	機器別取得価格、リース総額の計算根拠資料の写しは、どのような場合に提出する必要があるか？	補助対象外の費用の有無に関わらず、補助対象機器が複数台あり、かつ補助金申込書、交付申請書の対象機器欄に複数行入力する場合には、提出する必要がある。				

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-27	交付申請	(参考様式)エコリース促進事業利用申込書の(●●参照)には何を記入すればよいのか。	リース先が、エコリース促進事業の各種規程等の内容を十分確認した上で、利用申込書をリース会社に提出することから、ここにはリース先が内容確認を行った各種規程等の名称を記載する。利用申込書の次頁に各種規程等の名称を一覧にしている場合には、「次頁参照」と記載するが、規程等の名称を直接記載することも可能。
4-28	交付申請	基準適合チェックシートのリース申込者の情報のうち、部署・氏名には代表者役職・代表者名を記載する必要があるか？	代表者役職・代表者名ではなくても、導入先事業所の所属長名、担当部署長名等でも構わない。
4-29	交付申請	基準適合チェックシートの「確認の際に使用した資料」の欄には資料の名前だけで良いか。	資料の名前と共に記載場所の表示(ページの記載、付箋・マーカーでの表示等)をお願いしたい。
4-30	交付申請	基準適合チェックシートの記入に際し、機器が複数あり同じ機構指定番号で同一シリーズながら異なる型番があるときはどうしたらよいか。	原則、型番毎にチェックシートを作成のこと。ただし、複数の機器全てについて、エコリースの適合要件が同一の場合には、チェックシートは1つで構わない。
4-31	交付申請	基準適合確認資料として仕様書を提出する場合について。	仕様書には、必ず宛先の記載が必要。(宛先の記載がないと、本件にあてたものと判断できないため)
4-32	実績報告	実績報告書の提出が、借受証の発行日より30日を超過して行われた場合の取り扱いについて。	補助金交付決定を受けていても、実績報告を期限内(借受日から30日以内)に行っていない場合は補助金は交付されない。 交付申請日、交付決定日、借受日、実績報告日それぞれの日付と期日管理には十分に注意のこと。 借受日が6月1日であれば6月30日までが期限内とする。
4-33	交付後の変更報告	リース期間中にリース契約内容の変更が生じた場合の対応について。	・対象となるリース契約の契約内容変更をする場合は、当協議会まで速やかにリース契約変更届を提出すること。 ・変更により補助対象リース契約の条件を満たさなくなる場合には、補助金の返還義務が生じることがある。
4-34	交付後の変更報告	合意解約時のリース契約変更届の提出は、指定リース事業者の社内手続きが完了しからの提出で問題ないか。	解約後速やかに提出があれば問題ない。

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-35	補助金返還事由	どのような場合に補助金の返還が求められますか。	<p>・以下のいずれかの事由が発生した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消す場合がある。</p> <p>【指定リース事業者に係る事由】</p> <p>①指定リース事業者が、法令、交付規程又は法令もしくは交付規程に基づく協議会の処分又は指示に違反した場合</p> <p>②指定リース事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合</p> <p>③指定リース事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合</p> <p>【リース先に係る事由】</p> <p>④交付決定を受けたリース契約が、「補助金申請の手引」の2.(3)の補助対象となるリース契約の要件を満たさなくなった場合</p> <p>⑤その他、交付の決定後に生じた事情の変化により、間接補助金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合</p> <p>・なお、上記事由発生時の事情に応じ全部返還もしくは一部返還を必要とするかについて判断される。</p>
4-36	補助金返還事由	どのような場合に一部返還があり得るのか。	<p>・補助金適正化法に基づき、交付された補助金の全部または一部の返還請求が行われる場合がある。</p> <p>・例えば、中途解約が発生する等リースの未経過期間部分についてのみ目的を達成できていないものと判断された場合には、当該期間に相当する補助金返還義務が生じうる。</p>
4-37	補助金返還事由	補助金返還義務における目的外使用とは具体的にどのような事象か。	補助金適正化法に基づき、個別の事象ごとに判断を行う。
4-38	補助金返還事由	補助金返還の際の返還額は、補助金返還命令書を受理するまで確認できないか。返還事由に該当する事象発生時に、事前に返還金額を書面などで確認することは可能か。	<p>・合意解約等で事前に補助金返還額を確認したい際には、当協議会まで問い合わせること。解約予定日に応じた補助金返還予定額を事前に回答することは可能。</p> <p>・なお、正式な補助金返還金額は当協議会がリース契約変更届を受理後、補助金交付決定取消の通知、返還命令時に確定する。</p>
4-39	補助金返還事由	税務当局の見解相違に伴う返還義務について (例)リース契約時にリース会社が自社内の処理において「所有権移転外リース」として処理した後、後日税務調査等で「所有権移転リース」と見解が変更となった場合	こうした場合には、補助金返還義務が生じる場合があるが、当初判断時の経緯を踏まえ、補助金返還の必要性について個別に判断する。
4-40	補助金返還事由	補助金返還義務の期間には再リース期間も含まれるのか。	再リース期間は含まない。補助金返還義務があるのは当初リース期間のみ。
4-41	その他 交付事務	エコリース促進事業の補助を受けたリース契約のリース債権の譲渡や信託は可能か。	<p>・譲渡及び信託は不可。</p> <p>・補助金を受け取っている指定リース事業者が債権者でなくなるため、補助金返還義務が生じることから、仮に債権譲渡や信託を実施する場合には、速やかに協議会まで報告すること。</p>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:補助金交付に係る事務編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
4-42	その他 交付事務	リース契約期間満了後の取扱いについて教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はリース期間の終了をもって補助の目的を達成したこととなる。 ・なお、補助対象となるリース期間は当初リース期間であり、再リース期間は含まない。 ・よって、当初リース期間の終了時や中途解約等で補助金の返還等が完了し補助の目的が終了した場合、および再リースが終了した場合には、リース物件の処分(含む売却)は指定リース事業者の判断で行うことが可能。
4-43	その他 交付事務	事業についての特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分するとは具体的にどのようなことか。	将来会計検査等に当たり、補助金の経理について明示的に説明が行えるよう他の経理と区別できる状態にあること。
4-44	その他 交付事務	21世紀金融行動原則に署名している場合、補助率以外のメリットはありますか。	補助対象機器が多い場合、利用申込書でリース申込物件が正確に記載されており、且つ見積書にて内容が確認できる場合は、法定耐用年数が同一の時、交付申請書のリース対象機器情報は、代表機構指定番号を記載し、数量、取得金額、総リース料を合算で記載することで、申請書を可能とする。
4-45	その他 交付事務	エコリース対象案件について、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税特例措置(2016年7月1日施行)による固定資産税の軽減を受けることは可能か。	<p>固定資産税の軽減措置を受けることは可能。以下の手続きを行うこと。</p> <p>①補助金申込受理通知前の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容で申込を行う。 <p>②補助金申込受理通知後・補助金交付申請中の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容が分かるように申込内容変更(様式3-1)を行う。 ・申込変更受理後、変更後の金額にて補助金交付申請を行い承認を得る。 <p>③補助金交付決定後の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料から固定資産税の軽減分を差し引いた内容が分かるように交付決定内容変更申請(様式9-1)を行い、承認を得る。 <p>④補助金の額の確定通知後(補助金受領前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届(様式17)行う。JAESCOは変更後の金額で再確定を行う。 <p>⑤補助金の額の確定通知後(補助金受領後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約変更届(様式17)行う。JAESCOは変更後の金額で再確定を行う。 ・JAESCOが返還命令書(様式16)を発行するので、同金額をJAESCOに返還する。 <p>申請に関しては、追加資料として、公益社団法人リース事業協会発行の固定資産税軽減計算書を添付の事。</p> <p>併用期間は、実績報告の締切日(平成31年3月18日)までとし、その運用は平成30年度エコリース促進事業費補助金交付規程第14条の通りとする。</p> <p>また、併用に伴う変更期間は原則、前述の通りとする。</p>

■エコリース促進事業 補助金申請の手引き (Q&A:その他編)

No.	項目	ご質問内容	ご回答
5-1	その他	指定リース事業者以外がエコリース促進事業に関する説明を行っても問題はないか(例:メーカー、販売会社等)。 ※販売会社と機器導入先との代金の決済方法の交渉の中で、リースを利用するかの話になることがあるため。	・機器導入に際して、メーカー、販売会社等から導入者に本事業について紹介を行うことは問題ないが、仮に誤った説明を行った際の責任については説明者にある。 ・また、本事業の概要については、専用ホームページにて確認のこと。 (注)本事業による補助金の申込みは指定リース事業者のみ行うことができる。また、利用に当たっては、指定リース事業者による所定の審査が必要である。
5-2	その他	販促用のパンフレットやチラシはあるのか。	本事業の専用ホームページの「各種申請書類」でパンフレット及びチラシのダウンロードは可能。
5-3	その他	指定リース事業者の事情の変更について、代表者の変更は事情変更届出書の届出事由に該当するか。	届出事由に該当する。
5-4	その他	平成30年度は指定を受けていないが、平成29年度以前に指定リース会社であった場合にも、Q5-3の変更について事情変更届出書の提出は必要か。	平成29年度以前に、エコリース促進事業の補助金を受領しているリース会社の場合には、届出事由に該当する。
5-5	その他	補助金予算オーバー時の告示方法は？	本事業のホームページに補助金残高の進捗状況(交付申請書受領ベース)について毎週更新しているのでご確認願いたい。